

- | | |
|---|------------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 所有者不明土地の解消のための
法整備について | 弁護士 大高 友一 |
| 3. 成年年齢の引き下げ | 弁護士 宮崎 慎吾 |
| 4. データの利活用について | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 5. 日本国際紛争解決センター(大阪)が
グランキューブ大阪に移転しました! | 弁護士 豊島 ひろ江 |
| 6. インターネット通信販売等に関する
トラブルについて | 弁護士 中本 隆久 |
| 7. 後見人のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 8. パートナー就任のご挨拶 | 弁護士 幸尾 菜摘子 |
| 9. 大家好! ー北京よりご挨拶ー | 弁護士 佐藤 碧 |

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます。

皆様には、コロナ禍の中にあっても、お元気にお過ごしのことと思います。

私はオンラインによる会議によって、新幹線などによる移動が減り、また、夜の会合もなくなりましたので、毎朝散歩をしたり、体操や運動をする時間が増え、健康な生活を送っています。

しかし、社会では第三波、第四波、そして第五波と、コロナの感染拡大が続く中、飲食業、運輸業、観光業等多くの業界で売上が減少し、これらの業界での雇用が奪われ、生活に困っている人達が増えてきています。

政府には、未曾有の困難の中にある個人や中小事業者に対する経済支援を迅速に行い、雇用と生活を守ることが求められます。同時に、ワクチン接種の早期実現と有効な治療薬の開発によって、コロナの1日も早い終息を皆様と共に望みたいと思います。

私は、現在、全日本学生剣道連盟の会長職を務めていますが、コロナ禍のため、昨年は、大学生の剣道公式試合は全て中止・延期となりました。今年は、コロナ感

染対策を万全にして、是非とも公式試合が開催できるようにしたいと考えています。

まだまだ暑い日が続きますが、皆様にはコロナの感染にお気を付けてお元気にお過ごしください。

法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいてのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール(Teams, Zoom等)を利用した法律相談も実施しております。
ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。



○はじめに

土地や建物といった不動産は、原則として、不動産登記簿にその土地や建物の所在・面積のほか所有者の住所・氏名などが記載され、広く一般に公開されています。これにより、不動産の権利関係などの状況が誰にでもわかるようにして、取引の安全と円滑がはかられています。

しかし、最近、不動産登記簿を見ただけでは所有者が直ちに判明しないような土地や、所有者が判明しても所在が不明で連絡が付かない土地（いわゆる「所有者不明土地」）が増えています。国土交通省の調査（2017年）によれば全国の土地のうち所有者不明土地となっているものは22%にも上るものと推計されており、大きな社会問題の一つとなっています。

このような所有者不明土地の多くは、所有名義人がすでに死亡しているにもかかわらず相続登記がなされていないことにより生じているものといわれています。もちろん、相続登記がなされない事情は様々で、昔は長男が全て相続することを当然の前提としてあえて相続登記をしないようなケースもあったようですが、最近では相続人全員が遠方の地に居住していたりして誰も相続を希望しなかったために相続登記がなされず放置されているケースも少なくないようです。

所有名義人がすでに死亡していたとしても、その相続人の一人がその土地を現に利用しているような場合であればまだ良いのですが、誰も利用せず放置されているような場合には、これらの土地が公共事業等の対象となったときに買収等が円滑に進まないだけでなく、管理不十分により近隣に悪影響が生じていても誰に対応を求めれば良いか分からないというような様々な不都合が生じることとなります。このため、かねてからこのような問題に対処するための法制度の整備が求められていました。

そこで、今年の通常国会において、このような問題に対処するための関連法制度の整備を行う改正法等が成立しました。本稿では、その法整備の概要をご紹介します。

○不動産登記制度の見直し～相続登記等の義務化～

これまで、相続による所有権の取得を含め、不動産に

関する権利変動があった場合でも当事者が登記をすることまでは義務とはされていませんでした。しかし、今回の改正により、相続により所有権を取得した者は、所有権取得を知った日から3年以内の登記申請が義務づけられることとなり、正当な理由なく登記申請を怠ったときは10万円以下の過料に処せられることになりました。この相続登記の義務化は改正法の施行前に相続があった場合にも適用があり、法施行後3年以内の相続登記申請が必要となります。

一方、これまで相続登記を行うにあたっての障害とされてきた様々な手続負担を軽減すべく、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出て、その旨を登記する制度（相続人申告登記制度）が導入されます。これは相続による所有権移転を登記するものではなく、あくまで申請人が表示名義人の相続人の一人であることを示すものに過ぎませんが、相続人全員での申請は不要となっており、連絡のつかない相続人がいるような場合であっても利用可能です。また、相続登記に伴う登録免許税の軽減を図ることも検討されています。

さらに、同じく義務とされていなかった登記名義人の住所変更登記についても、住所変更から2年以内の登記申請が義務づけられ、正当な理由なく登記申請を怠ったときは5万円以下の過料に処せられることになりました（また、相続登記と同様、法施行前の住所変更についても登記申請が義務化されます）。加えて、住民基本台帳ネットワークシステムや法人・商業登記システムとの連携により、登記官が自動的に職権で個人や法人の住所変更登記を行うシステムも導入されることになっています。

○相続土地国庫帰属制度の導入

相続登記がなされずに放置される土地が増加している原因の一つとして、相続人が相続した土地の利用を希望しないケースが増えていることが指摘されています。現在の法制度では不動産の所有権放棄は原則として認められていないので、このようなケースでは、結果として土地の管理不全につながりやすいところです。

そこで、相続または遺贈（相続人に対する遺贈に限られ

改正法の概要

所有者不明土地の**発生予防**と、既に発生している所有者不明土地の**利用の円滑化**の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

1 登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し

- 相続登記・住所変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所変更登記の
手続の簡素化・合理化
など



発生予防

2 土地を手放すための制度（**相続 土地国庫帰属制度**）の創設

- 相続等により土地の所有権を
取得した者が、法務大臣の承
認を受けてその土地の所有権
を国庫に帰属させることがで
きる制度を創設



発生予防

3 土地利用に関連する**民法の規律** の見直し

- 所有者不明土地管理制度等の創設
- 共有者が不明な場合の共有地の利
用の円滑化
- 長期間経過後の遺産分割の見直し
など



土地利用の円滑化

施行日等

原則として公布（R3.4.28）後2年以内の政令で定める日 *政令は未制定

- * **1** のうち、相続登記義務化関係の改正については公布後3年以内の政令で定める日、
住所変更登記義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日

法務省ホームページ掲載の資料を一部改変

ます)により取得した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度が創設されることになりました。もっとも、管理コストの転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが生じないよう、

- 管理等を阻害する工作物等がある土地、土壤汚染等のある土地、崖地、管理関係に争いのある土地など、通常の管理処分にあたり過分の費用または労力を要する土地でないこと
- 10年分の土地管理費相当額の負担金を納めること
といった国庫帰属にあたっての一定の要件が設けられる
予定です。

○所有者不明の土地の利用円滑化等を図る方策の導入

相続登記や住所変更登記がなされていないなどの事情により土地の所有名義人が行方不明となっているような場合、その土地の管理が不十分のため近隣に迷惑がかかっていたり、また近隣の土地所有者がその土地の取得を希望したりしても、現行法ではなかなか対処が困難であったのが現状でした。また、土地の共有者の一部や遺産分割

未了の土地における相続人の一部に行方不明者がいる場合においても、同様の問題が生じることが指摘されていました。そこで、民法を改正して、以下のような所有者不明の土地の利用円滑化等を図るための方策が導入されることになりました。

①土地・建物の管理制度の創設

これまで土地や建物の所有名義人が行方不明の場合、不在者財産管理人を選任して対応することが可能でした。しかし、不在者財産管理人にはその不在者の財産全ての管理が求められるため、ある土地や建物だけの管理を求めたいというような場合にはなかなか利用が難しい面がありました。そこで、個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度が創設されます。これにより、裁判所が管理人を選任し、裁判所の許可があれば、管理人において不動産を売却することも可能になります。また、所有者が判明していても、その所有者が土地・建物を管理せずに放置しているため、他人の権利を侵害するおそれがある場合にも管理人の選任を可能とする制度もあわせて創設されます。

②相隣関係規定の見直し

民法には隣接する土地相互間の利用関係を規律する相隣関係規定があり、例えば、土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができることになっています（民法209条）。しかし、これはあくまで隣地の使用を請求できる権利があるというだけで、隣地所有者が任意にこれに応じない場合には訴訟を提起しなければならず、隣地所有者が行方不明などの場合には、相当な手間を要することになります。そこで、あらかじめ通知を行うなどの一定の条件の下、隣地所有者の承諾等が得られなくても土地所有者の隣地使用を認める方向での改正がなされました。

このほか、電気や水道等のライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利の明確化など、隣地の所有者が不明となっている状態に対応する仕組みの整備が行われます。

③不明共有者がいる場合における共有物利用の円滑化を図る仕組みの整備

共有となっている不動産の利用や処分にあたっては、共有者全員の同意を得なければならない場合が多く、一人でも行方不明の共有者がいるとその不動産の利用や処分に事実上大きな制約が生じてしまうのが現状です。そこで、共有者の一部に行方不明者がいても、裁判所の関与の下で、不明共有者に対する公告等をした上で、残りの共有者の同意により共有物の変更行為や管理行為を可能とする制度が創設されることになりました。加えて、裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭を供託して不動産の共有関係を解消したり、不明共有者の持分も含めて第三者に譲渡したりすることができるようにする仕組みも創設され

ることになりました。

④遺産分割未了のまま長期経過後の遺産分割の見直し

遺産分割においては、他の相続人が得た贈与が特別受益に該当すると主張したり、自己に寄与分があると主張したりして、自己の取得すべき財産が法定相続分よりも多くなること（具体的相続分）を主張することが可能です。そして、現行法では、これらの主張に対する特段の期間制限はないため、遺産分割未了のまま長期経過した後であっても、相続人はこのような特別受益や寄与分の主張をすることが可能とされています。

しかし、相続開始から長期が経過すると、証拠が散逸するなどして他の相続人が反証等をすることは困難となるおそれもあり、このような場合にも特別受益や寄与分の主張を可能とすることは、相続人を不当に害するおそれがあります。そこで、相続開始から10年が経過したときは、原則として特別受益や寄与分の主張を認めないこととして、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みが創設されることになりました。

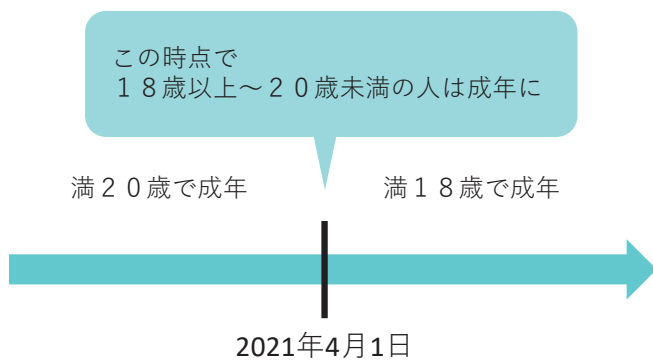
○おわりに

今回の法整備は、原則として、2023年4月までに施行されることになっています。ただし、相続登記の義務化は2024年4月までに、住所変更登記の義務化は2026年4月までに、それぞれ施行される予定です。

相続登記等の義務化は少し先の話にはなりますが、相続登記にあたって遺産分割協議を行わなければならないようなケースでは相続開始から時間が経てば経つほど相続人間の協議自体が困難になってくることも少なくないことから、相続登記等の義務化を見据えて早めに弁護士にご相談をされることをお勧めいたします。

1.はじめに

民法が改正され、2022年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳へと変更になります。これから成年になれる方だけではなく、すでに20歳を迎えている方々にとっても重要な法改正ですので、成年年齢の引き下げについて簡単に紹介させていただきます。



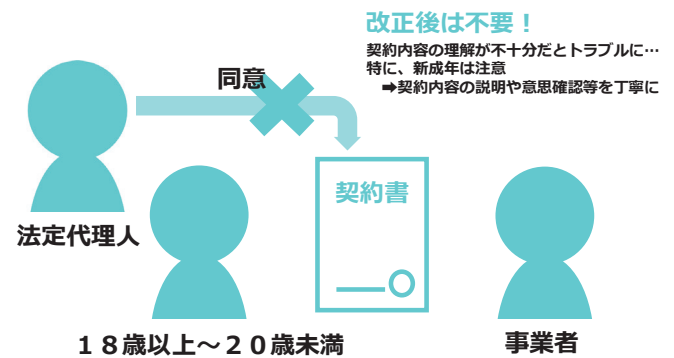
2.法定代理人の同意が不要に

民法では、未成年者が契約などの法律行為をする際には、法定代理人（例えば親）の同意を得る必要があります。同意がない契約は取り消すことができるとされています。もちろん、未成年者の締結するすべての契約に法定代理人の同意が必要というわけではありませんが、例えばクレジットカードを作ったり、家を借りたり、携帯電話を契約したりといった重要な契約は、法定代理人の同意がないとできません。

今回の法改正で成年年齢が引き下げられますので、18歳・19歳の方も、法定代理人の同意なく1人で上記のような契約が出来るようになります。法定代理人の同意という制約がなくなり、今後は単独で契約を締結することが出来る（取り消すことが出来なくなる）ため、自分で決定できる自由が増える反面、自分で契約の内容を慎重に検討することが必要になります。

他方、18歳・19歳の方との間で契約を締結しようとする相手側から見ると、法定代理人の同意があるかどうかを確認しなくても契約が出来るようになるので、これまでより簡単に契約を締結することができる、と考えることもできます。しかしながら、契約の内容をしっかりと理解してもらったうえで契約を締結しなければ、契約締結後に「契約内容の説明が十分ではなかった」「考えていた契約内容と違う」といったトラブルになりかねません。このようなトラブル

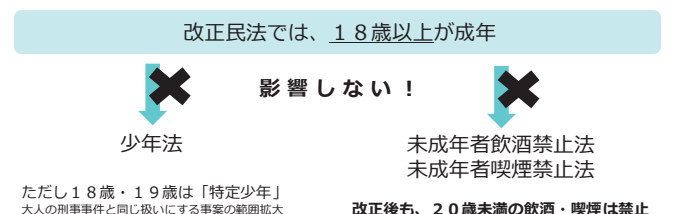
は今でもありますが、新成年は社会経験が浅く契約に慣れていないことが多いでしょうから、成年年齢の引き下げによって、このようなトラブルが増加する可能性があります。したがって、特に新成年に対しては、契約内容の説明や契約締結の意思確認等をより丁寧に行うことで、トラブルを未然に防ぐことが重要になります。



3.成年年齢の引き下げによるその他の影響

成年年齢の引き下げによっても変わらないものとして、飲酒、喫煙等の年齢制限等が挙げられます。これらはこれまで通り20歳以上です。成年年齢の引き下げは、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重するという趣旨のものであり、健康への影響という点はまた別の話ということです。

その他、成年年齢の引き下げは少年法にも影響しています。少年法の適用自体はこれまで同様20歳未満の少年ということになっていますが、2022年4月からは、18歳・19歳の少年を「特定少年」と定義し、特定少年については、大人の刑事事件と同じ扱いにする事案の範囲が広がられることとなりました。



4.おわりに

以上、簡単にですが成年年齢の引き下げについて紹介いたしました。特に契約に法定代理人の同意が必要かどうかという話は、自分自身が18歳・19歳でなくても、その年代のお子さんが居られる方、あるいは18歳・19歳の方々と契約を結ぶことがある方にとっては重要な改正だと思います。

1. 「データの利活用」とは

「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」や「データの利活用」という言葉を、あらゆる場面で耳にするようになりました。

「データの利活用」とは、例えば社内に蓄積されたデータ（情報資産）を自社内で利用・活用したり、他社へ提供または他社から提供を受けたりすることを指します。既存の製品やサービスの付加価値を高め、新たな事業領域を模索したり、新たなイノベーションを生み出したりする手段として、注目されています。

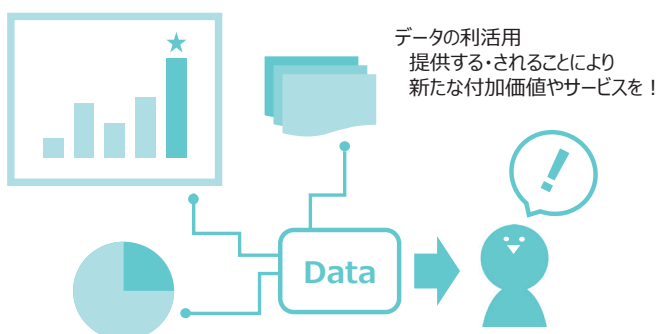
データを他社へ提供または他社から提供を受ける取り組みとしては、例えば、

- ・「地図」を製作・出版していた会社が地図の製作のもととなった計測データなどの情報を他社に提供し、提供を受けた会社が自社の製品やサービスの付加価値を高める
- ・消費者向けECサイトの運営会社が顧客データや購買データをメーカー（商品出品者）に提供し、メーカーが消費者ニーズを元に新商品を開発する

などが実践されており、新たな付加価値やサービスが生み出されています。

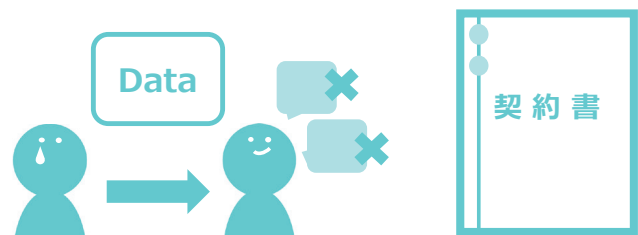
もっとも、自社のデータを他社に提供する場合または他社からデータの提供を受ける場合には、自社の保有するデータの価値や営業秘密を守るとともに法令違反や権利侵害が発生することのないようにスキームを組み立て、契約書でしっかりと取り決めをしておく必要があります。

以下では、データ提供に関する契約を締結する際の注意点を説明します。



データの価値・営業秘密を守り、法令違反や権利侵害の回避...

契約書での取決めが重要



2. データの特定

他社にデータを提供する場合または提供を受ける場合、まずは、提供の対象となるデータを特定することが重要です。

この特定が不十分だと、以下に述べる内容を契約書で定めても、そもそもの対象が分からず、契約で保護されない、という事態になりかねません。

データの提供によって実現しようとしている業務内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、共通認識を形成したうえで、契約書上に具体的に特定して記載しておく必要があります。

3. 目的外利用の禁止、利用態様・利用可能期間の定め、

第三者提供の禁止、管理方法の指定・義務付け

他社にデータを提供するにあたっては、自社のデータの価値を確保するため、契約書で、目的外利用の禁止、利用態様・利用可能期間の定め、第三者提供の禁止、管理方法の指定・義務付けなどについて規定しておく必要があります。

目的外利用の禁止については、前提として、データ提供の「目的」を契約書上で具体的に特定しておくことが重要です。

また、これらの定めは、営業秘密該当性（不正競争防止法2条6項）の確保という観点からも重要です。不正競争防止法では、秘密管理性・有用性・非公知性という3つの要件を満たす情報のみが「営業秘密」として保護されることとなっています。したがって、提供するデータに自社の営業秘密が含まれている場合には、目的外利用の禁止、第

三者提供の禁止に加えて、管理方法の指定・義務付けを具体的に規定することによって、当該情報の秘密管理性や非公知性が失われることがないよう手当てしておく必要があります。

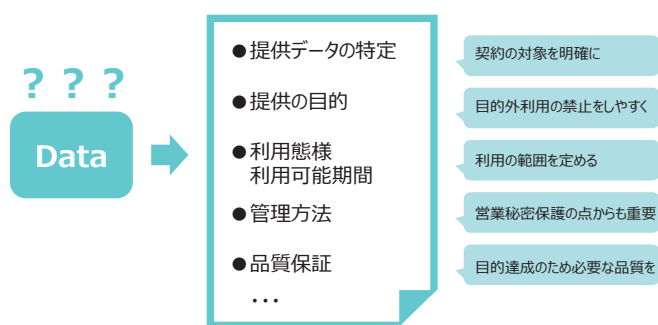
4.提供するデータの内容（品質保証）

データ提供にあたっては、提供先から提供元に対し、データの「品質」の保証を求められることがあります。

保証の内容としては、データの正確性・完全性・安全性・有効性の保証、「欠損率〇%未満」などの指標の保証、不正取得データでないこと及び提供先への提供が法令違反（不正競争防止法違反、特許権・著作権侵害、個人情報保護法違反など）・第三者との契約違反に該当しないことの保証、故意による改ざん等が行われていないことの保証、などが考えられます。

逆に、保証が難しい内容については保証の対象外であることを明記すること（例えば、地図データにおいては現状との完全一致は困難）、サンプルデータによりデータの精度を事前に確認することでリスクを軽減することなども考えられます。

いずれにせよ、契約目的との関係で必要な内容・品質が何かについて、当事者間であらかじめ十分に協議し、共通認識を形成したうえで契約書の条項に落とし込むことが重要です。



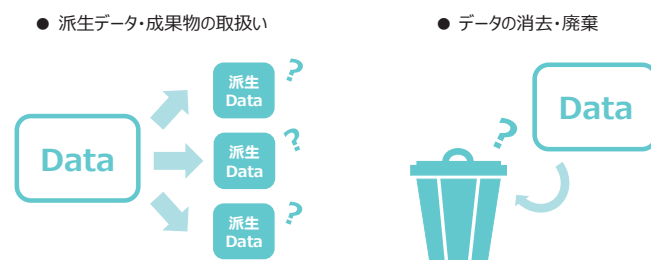
5.派生データ・成果物の取扱い

提供データに基づいて派生データや成果物が新たに生み出された場合、両者の間に同一性が認められなければ、基本的には、元データの提供元が派生データや成果物の使用停止などを求めることは困難です。

したがって、提供先で生み出された派生データや成果

物を提供元でも使いたい場合には、契約書で、派生データや成果物の帰属・使用権限について定めておく必要があります。

もっとも、実際の場面では、新しく生じた「物」がそもそも派生データや成果物に該当するかが前提として問題となることも多いと思いますので、契約締結にあたっては、派生データや成果物の定義・範囲を確認しておくことが重要です。



6.契約終了時のデータ消去・廃棄

自社のデータの価値を確保するため、契約書で、契約終了時のデータの取扱いについても定めておく必要があります。具体的には、提供先のデータ消去・廃棄義務を定めるとともに、廃棄を実行したことについて書面で証明することを規定することなどが考えられます。

なお、上記に加えて、データの提供先が第三者（たとえば、提供元の競合先など）に買収された場合に備えて、提供先の買収等をデータ提供契約の解除事由にしておくこと（いわゆるチェンジ・オブ・コントロール条項）なども考えられます。

以上、データ提供に関する契約を締結する際の注意点をご説明しました。

データ提供に関しては、「秘密保持契約」「業務委託契約」「データ提供契約」「取引基本契約」など様々な名称で契約書が作成されることになると思います。契約書の名称にとらわれることなく、上記の点にご留意いただきながら、目的の実現に沿う内容の契約を締結していただければと思います。

【参考資料】

「データ利活用のポイント集」（経済産業省経済産業政策局知的財産政策室）
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf>

「データ利活用の事例集」（経済産業省経済産業政策局知的財産政策室）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/data_jireisyu.pdf

2021年4月、日本国際紛争解決センター(大阪)(JIDRC-Osaka)の執務室は大阪中之島合同庁舎から、グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)に移転しました。JIDRC-Osakaは、グランキューブ大阪をはじめ、大阪周辺の仲裁審問・調停実施に適した施設の紹介、JIDRCを通じた申込み、審問等実施にかかる各種支援サービスを提供しています。

JIDRCを利用する場面

JIDRCは、仲裁事件を管理・運営する仲裁機関(日本商事仲裁協会(JCAA)、国際商業会議所(ICC)など)ではなく、仲裁・調停・各種ADRなど裁判外の紛争のための審問等を行う「場所を提供する」施設です。国際仲裁の手続においては、裁判の証人尋問に相当する「審問(ヒアリング)」において、JIDRCが提供する「場所」を利用することになります。

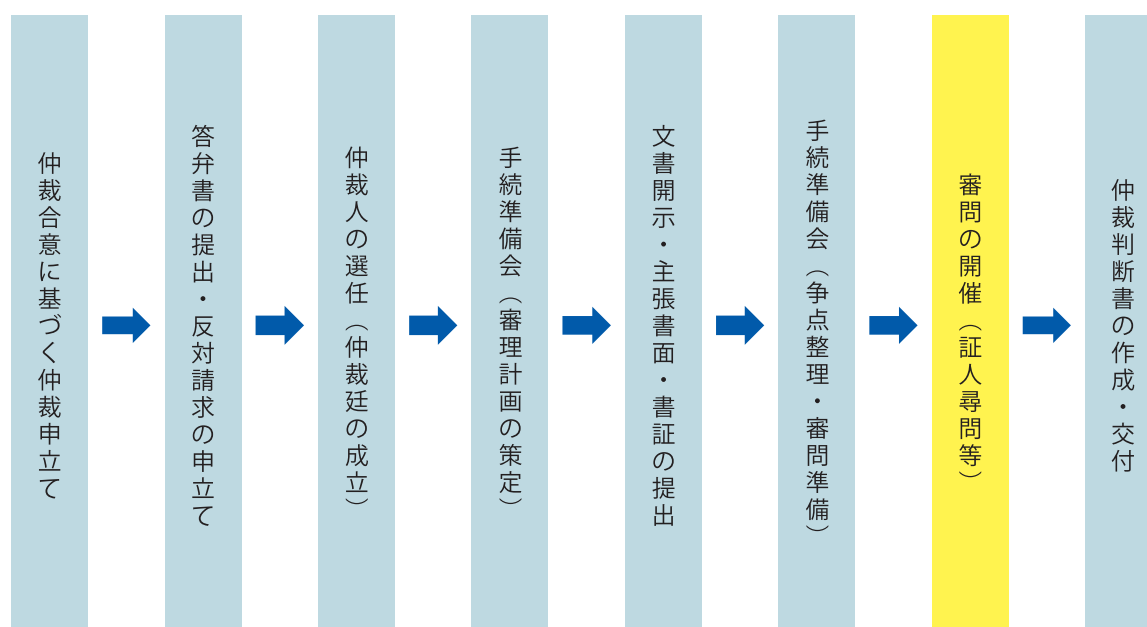
仲裁手続の流れ

一般的な仲裁手続は、以下の流れとなります。

- ① **仲裁申立** 紛争が生じた場合、一方当事者は、仲裁合意にもとづき、合意された仲裁機関があればそこに仲裁を申し立てます。
- ② **答弁書の提出・反対請求の申立** 仲裁申立書に対して、相手方は答弁書を提出、場合によっては反対請求の申立を行います。

- ③ **仲裁人の選任(仲裁廷の成立)** 仲裁では、裁判における判断権者である裁判官の代わりとなる仲裁人を当事者が選任します。当事者が合意できない場合には仲裁規則の定めにより仲裁機関が選任する場合があります。
- ④ **手続準備会の開催** 仲裁廷は成立後すみやかに電話会議・オンライン会議により、当事者・代理人らと協議し審理計画・予定を策定します。
- ⑤ **文書開示手続** 当事者の求めにより、仲裁廷により、文書開示手続の実施が決定される場合があります。
- ⑥ **当事者の主張書面・書証の提出** 仲裁廷の定めたスケジュールに従い、当事者は主張書面・書証(陳述書や鑑定書を含む)の提出を行います。事案によりですが、提出回数としてはおよそ2往復、一定の準備期間が公平に与えられます。
- ⑦ **手続準備会の開催** 当事者の主張と書証を前提に、仲裁廷は、改めて電話会議・オンライン会議により、当事者・代理人らと、審問前に協議をし、紛争の争点を確認

国際仲裁の一般的な手続の流れ



したり、証人を決定して尋問の順番や時間等の審問の内容を決定したり、また審問場所としての会場や日時を確定するなど審問前の準備を行います。

⑧**審問の開催（証人尋問等）** 手続準備会で決めたことを前提に、裁判と同様に証人尋問が実施されます。事件規模により数日から数週間にかけて集中的に行われます。この審問の場所として、JIDRCを利用することができます。

⑨**仲裁判断** 審問後、証人尋問の結果等を踏まえて、仲裁廷により仲裁判断がなされます。作成された仲裁判断は当事者に送付（送達）され、任意の履行がない場合には仲裁判断の執行が検討されることになります。

「審問」場所の必要性

国際仲裁の手続においては、当事者・代理人・仲裁人が世界各国に居るため、時間的費用的にも物理的に集まることはなく、上述の①仲裁申立から⑥当事者の主張書面・書証の提出は、郵便やメールでやり取りされ、④と⑦の手続準備会は電話会議やオンライン会議で行われます。全員が一堂に会するのは「審問」（証人尋問等）が行われる場合に限られるのが通常です（もっとも近時のコロナ禍では審問自体もオンラインでの開催が常態化していることは前号で紹介したとおり）。

仲裁「審問」のために必要な会議室

具体的に仲裁審問のために必要となる会議室は、以下のおよそ4から5室となります。

- ①**仲裁審問を行うための部屋** 当事者・代理人・仲裁廷・速記者・通訳人等が一堂に会して証人尋問を行う比較的大きめの会議室。
- ②**仲裁廷の控室** 仲裁廷が審議をするための中小規模の会議室。
- ③**申立人・相手方の控室** 当事者と代理人が打合せ準備をするための中小規模の会議室。
- ④**証人の控室** 鑑定人など中立的な証人が準備をするための小規模な会議室。

JIDRC-Osakaの施設・利用料金

JIDRC-Osakaは、グランキューブ大阪をはじめ、大阪周辺の仲裁審問・調停実施に適した施設を審問場所として紹

介しています。グランキューブ大阪においては、美しい楕円形の部屋に同時通訳ブースを備えた特別会議室や全室Wifi利用が可能な大中小様々な会議室が揃っており、原則として9時から21時の利用、土日祝日も対応可能となっています。

JIDRCを通じて、グランキューブ大阪を審問場所として利用する場合には、グランキューブ大阪所定の施設利用料金（室料、機器使用料を含む）に加えて、JIDRC-Osakaの事務手数料として4時間につき1万1000円（税込）の追加料金により、仲裁手続に精通したJIDRCのスタッフによる審問時やその前後の各種サポート業務、オンライン審問におけるWebカメラの貸出等のサービスの提供を受けることができます。

グランキューブ大阪の施設利用料およびJIDRC-Osakaの事務手数料は、国際的な同等の施設や日本のホテルや一般の会議室よりも廉価であり、コスト的にもメリットがあります。安価にJIDRC-Osakaのサポートを受けることが可能であり、日本国内（大阪）において初めて仲裁審問を開催する場合にも安心できます。詳細はホームページ <https://idrc.jp/> をご参照ください。

仲裁を大阪で行うために

以上のように、大阪ではJIDRC-Osakaを通じて安価でかつ専門家のサポートを受けられる国際的な仲裁の審問を行うにふさわしい施設が用意されています。もっとも、そもそも仲裁の審問を大阪で行うためには、前号でもご紹介したとおり、事前に、紛争の相手方との間で紛争解決方法として、（特定の仲裁機関の仲裁手続を利用して）仲裁手続を「日本・大阪」で行うことについて仲裁合意があることが必要です。あるいは、仲裁手続を日本・大阪以外の場所（たとえば「日本・東京」「中国・北京」など）で行う仲裁合意であったとしても、事後的に、実際の「審問（証人尋問）」の場所を「日本・大阪」で行うことについて、当事者が合意し、仲裁廷が認めれば可能になります。

したがって、大阪で仲裁を行うには、まずは国際的な取引を行う場合には契約書にきちんと「日本・大阪で仲裁を行う」仲裁合意を定めることが大事です。また、仮に「日本・大阪」で合意ができなかったとしても、大阪に居住する日本人の当事者や証人が多い場合、大阪にはJIDRC-Osakaのような施設があることを理由に、仲裁手続が開始した後に、実際の審問を大阪で行うよう相手方や仲裁廷に働きかけをしてみればよいでしょう。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、外出自粛や在宅勤務等の増加に伴い、ネットショッピングの利用頻度が高まるとともに、インターネット通信販売や電子決済などのトラブルも増加しています。本記事では、これらのトラブルへの対応策等についてご紹介します。

1. インターネット通信販売

インターネット通信販売におけるトラブルとしては、受け取った商品に欠陥がある場合や、注文した商品は届いたが思っていたものとは違った場合などがあります。

まず、届いた商品に明らかな欠陥がある場合（例えば、消費期限の過ぎた飲食品や大きな破損がある商品など）には、販売者に対して代替物の引渡しや損害賠償などを請求することが考えられます（民法562条、563条、564条、572条など）。とはいえ、このように商品に明らかな欠陥があるようなケースはまれであると思われます。

むしろ、注文した商品に関して、新品だと思っていたら中古品だった、商品の展示画像には写っていない小さな傷や汚れがあった、画像で確認したものと色合いや質感などが違っていたなど、「思っていたものとは違う商品」が届くケースの方が現実問題として起こりやすいのではないのでしょうか。

このような場合、購入者としては、まずは返品したいと考えるでしょうが、インターネット通販に関しては、特定商取引に関する法律において、クーリング・オフ規定が定められていないため、クーリング・オフ制度を利用して返品することはできません。もっとも、商品を購入すればすべてが返品できなくなるというわけではありません。

インターネット通販において、返品できるか否かは、販売者による返品特約（返品可能か否かの約定）の表示によって決まります。つまり、①インターネットの販売サイトや購入画面において、（販売者が）返品に対応しない旨の記載があれば、原則返品はできなくなります。他方で、②返品 of 期限及び条件等が記載されておれば、それらに従う限りは、返品可能となります。また、③そもそも返品特約の表示自体が存在しない場合には、商品を受け取った日を含めて8日間以内であれば、契約の解除及び返品をすることが可能とされています（特定商取引に関する法律第15条の3（ただし、返品 of 送料は原則として購入者負担となります））。

したがって、インターネットショッピングで商品を購入する際は、事前に返品 of 可否や返品・交換が可能な場合 of 条件などを必ず確認する必要があります。また、上記のとおり、返品を可能とする特約がある場合にも返品期限が設けられてい

るのが通常ですので、商品が届いた際にはできるだけ早く届いた商品の確認を行うことをお勧めします（もっとも、返品条件として「商品未開封」などの条件を付した返品特約もあるので、特約内容と照らし合わせて、商品の確認方法もご検討いただければと思います）。

2. 電子決済におけるトラブル

インターネットでの商品購入に伴い、クレジットカード決済、携帯電話料金との合算支払い（キャリア決済）、電子マネーの使用といった電子決済を利用することが増加しています。このような決済方法を悪用するために、昨今では、クレジットカード情報や電子マネーのIDやパスワードなどを騙して取得する詐欺行為が横行しています。その手口は年々巧妙化しており、「お客様のキャリア決済が不正利用されている可能性があるので、下記URLから確認をお願いいたします。」「未納料金が発生しています。本日中に下記までご連絡がない場合には法的手続に入ります。」といった内容のメール・SMSを送り付け、あたかも当該携帯キャリアやクレジットカード会社のものであると思わせるサイト（本物のサイトをコピーして作成したフィッシングサイトなど）に誘導して、個人情報を騙し取るという方法が用いられています。

個人情報を盗み出して財産的な損害を発生させた者は、当然ながら詐欺罪・窃盗罪等の刑事上の処罰を受けうることはもちろん、民事上の損害賠償請求の対象ともなります。被害に遭ってしまった場合には、まずはクレジットカード会社や携帯会社等に伝えて、サービスを直ちに停止してもらい、警察や弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

もっとも、法的責任を負わせるにしても、まずは加害者を特定する必要があるところ、警察や弁護士等の手を借りたとしても犯人特定は容易いものではありません。まずは被害を未然に防ぐことが肝要であり、送り主不明のメールに記載されたURLにはアクセスしない（公式サイト・アプリからアクセスする）、IDやパスワードを無用に入力せずに企業などに事前に確認を取るなど、基本的ではありますが、このような対応を行うことが非常に重要となります。



後見人のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

1. 大阪弁護士会の副会長が終わり、事務所に復帰して1年が経ちました。当初はとまどいがありました。現在は、副会長に就任する前とほぼ同じぐらいの状況になっています。

副会長をやっていた時は、しんどかったのですが、今は懐かしく思い出されます。1年間、本来の弁護士業務から離れ、違う観点から物事を見、かつ対処することを経験しました。仕事という面では皆様にご迷惑をおかけしましたが、今後に繋がる得難い経験だったと思います。

2. 高齢化、認知症の増加等という社会状況を背景として、後見人や後見監督人の仕事が増えています。私も常時、3、4件を担当しています。今回は、後見人の仕事を行うにあたっての悩みについて、少し述べさせていただきます。

後見人には、身内の方がなることが結構多いのですが、身内では対応が難しい場合、裁判所は弁護士を後見人に選びます。後見人に選ばされると、被後見人の代わりに色々な問題に対処していきます。財産の管理や生活支援等、色々あります。身内の方と協力しながら進めるのですが、身内の方と連絡が取れないケースは困ります。

何が問題かと言いますと、①日々の相談ができません。例えば、ワクチン接種について施設から意見を求められても身内の方に相談できませんので、自分（後見人）の判断（もちろん医師の判断を前提としていますが）で結論を出すしかないということです。さらに、②体調が急変（それも生命の危機が発生）したらどうしようかということになります。このような場合も困ってしまいます。医師の意見を尊重しつつ判断する。難しいです。

そして、③亡くなられた場合困ります。こんな事態は考えたくありませんが、避けられませんので（私の方が先に死なない限り）、考えざるを得ません。

次のような場合どうしますか。お子さんらと連絡を取ろうとしても、電話にも出てくれません。何回お手紙を出しても、反応がありません。こんな場合に、仮に死亡等という事態になれば、電報を打つか、直接会いに行くしかないように思います。それでも無視された場合はどうですか。やむを得ませんので、火葬を行い、一旦はお骨を預かることになるのでしょうか。最後は受け取ってもらえると信じたいのですが。

この他にも、被後見人の利益と家の利益が対立する恐れがある場合は難しいですね。個人の利益と家の利益について、被後見人がどのようにバランスを取ろうと考えられているのか。被後見人から直接意見を聞くことができないだけに悩みどころです。

悩みながら後見人の仕事を誠意に行うしかありません。

パートナー就任のご挨拶

弁護士 幸尾 菜摘子

本年4月より、中本総合法律事務所東京事務所のパートナーに就任し、事務所運営に携わることとなりました。

平成24年1月に入所して以来、会社法、労働法、不動産、M&A、債権回収、倒産法などに関する様々な案件に携わり、また、オーストラリアに留学し、帰国後は国内外の様々な案件に携わってまいりました。今日の弁護士としての私があるのは、ひとえに、これまで私を温かく見守ってくださった依頼者の皆様をはじめとする関係者の皆様のご支援とご厚情の賜物と深く感謝しております。

今後は、皆様から頂いた貴重な経験を糧としながらさらなる研鑽を積むとともに、人間力を磨き、皆様のニーズにお応えできるようこれまで以上に精進してまいります所存でございます。

もとより未熟ではございますが、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

大家好！ — 北京よりご挨拶 —

弁護士 佐藤 碧

皆様、ご無沙汰しております。昨年2月から一旦事務所を離れ、夫の赴任に同行して北京に来ることを予定しておりましたが、コロナ禍で渡航が難しくなり、昨年9月になってようやく到着することができました。

渡航にあたっては、日本から北京への直行便は運航されておらず、一旦大連に到着して家族で二週間隔離措置を受け、その後北京へ移動するという流れでした。隔離期間中はもちろん部屋から一步も出ることはできず、食事は時間になるとドアの外に置かれます。子連れですと時間を持て余し、持ち込んだゲーム機などで凌ぐ毎日でした。ホテルの隣のビルの屋上に鳩舎があることに気づいてその観察を始め、一日数回鳩たちが空中を旋回している姿を見て、自由でいいなあ・・・と思ったものです。現在は隔離期間が三週間に延びており、ご家族で渡航される方はさらに大変な状況です。

到着後は、一時変異種の流行が懸念されたことはありましたが、現在中国は概ねコロナ禍の影響は少なく、国内移動は自由にできる状況です（2021年7月現在）。入国時に痛感した嚴重な水際対策、アプリを用いた徹底的な確認体制、一旦患者が発見された場合の迅速かつ強硬な措置（即時に一区画丸ごと封鎖、全員にPCR検査実施等）によって抑え込みに成功しているという印象です。



新型コロナウイルスの流行危機が発生すると、急にタクシー車内にビニールシートが設けられたりします。当時氷点下でしたので、この運転手さんは客席に暖房が来るようにしてくれていますが、余計なものらしい・・・（黒塗り部分は北京市の健康管理アプリのQRコードです。乗客はこれをスキャンして行動記録を残す必要があり、時期によっては厳しく求められます）

現在は北京の生活環境に何とか対応しながら、中国語の習得に努めております。現在、中国の技術発展は凄まじく、買い物の注文や決済、外食時の支払い、タクシー、全てスマホアプリで完結します。たとえばレストランで食事をするとき、予約はアプリで行い、注文もQRコードを読み取って行い、支払いも電子決済です（地元の市場であったとしても必ず電子決済で、現金を出すことはまずありません）。したがって、外出しても人と会話する必要が全くなく、便利なのですが、日常生活をしているだけではなかなか中国語が身につかないという問題があります。コロナ禍やビザの関係で大学に通うのが難しい現状ですが、外国人向けのオンライン授業を開講している大学も多く、現在は北京語言大学のオンライン留学プログラムに参加しております。授業での中国語は聴き取れるようになってきてはおりますが、現地の方々の話はスピードが速く、独特のイントネーションがあるためなかなか慣れず、日々奮闘しております。

皆様には家庭の事情にてご迷惑をおかけしておりますが、リモートで対応可能な作業は引き続き行っております。中国は情報規制がいろいろとありますが、時差は1時間と少なく、特段の問題なく対応させていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



家族で訪れた金山嶺長城。雪がうっすら積もって美しかったです、やはり要塞、階段が急な上に凍結していて怖かった！

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎 慎吾・鍵谷文子・上田倫史
堂山 健・皆川征輝・中本隆久・下迫啓太・桑原 彰子

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧・幸尾菜摘子